

## 仕様書（設備監視業務）

### 1 業務の対象となる施設の概要

- (1) 校舎名 大分県立工科短期大学校
- (2) 所在地 大分県中津市大字東浜407番地の27
- (3) 構造・面積
  - ①本館 鉄筋コンクリート造3階建 4,213㎡
  - ②研究棟 鉄筋コンクリート造4階建 5,755㎡
  - ③実習棟 鉄筋コンクリート造1階建 1,828㎡
  - ④アリーナ（体育館） 鉄筋コンクリート造1階建 864㎡
  - ⑤多目的施設（アネックス） 鉄筋コンクリート造1階建 468㎡
  - ⑥その他付属棟 鉄筋コンクリート造1階建 123㎡

### 2 業務の概要

実施業務は、別表の定める下記の事項とする。

- (1) 大分県立工科短期大学校の電気設備の監視業務
- (2) 大分県立工科短期大学校の給排水設備の監視業務
- (3) 大分県立工科短期大学校の空調設備の監視業務
- (4) その他、設備関係の軽度の不具合発生時の処置

### 3 業務委託期間

令和8年7月1日～令和11年6月30日

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

### 4 業務実施時間等

- (1) 業務実施時間（原則とする。）
  - 月曜日～金曜日 11時00分～14時00分
- (2) 空調機運転期間
  - ①冷房 5月下旬～10月
  - ②暖房 11月下旬～3月
- (3) 業務の実施を必要としない日等
  - ①土曜日、日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ③年末、年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
  - ④その他、校長が定める日

### 5 業務従事者の配置

業務従事者には危険物取扱者丙種の資格を有する者を配置すること。

管理者又は業務従事者のうち1名は建築物環境衛生管理技術者の資格を有すること。

（契約締結時に写しを提出すること）

## 6 業務の報告、連絡等

- (1) 業務の実施結果は、業務日誌等により業務の当日に報告すること。
- (2) 業務の実施により発見した故障箇所、異常箇所、事故等については、速やかに甲に報告するとともに、関係機関等との連絡・調整を実施すること。

## 7 業務に必要な計測器、工具類及び消耗資材等

- (1) 設備の各機器に付属する工具等を除き、業務の実施に必要な計測器、工具、保護具、作業着類等は、乙の負担とする。
- (2) 乙は、甲の所有する工具等を使用する場合は、あらかじめその承諾を得るものとする。
- (3) 電灯類の交換や給排水設備などの修理に要する消耗資材は甲の負担とし、乙は業務の実施に必要な消耗資材の手配を甲に依頼するものとする。

## 8 施設等の提供

甲が無償で乙に提供するものは、次のとおりとする。

- (1) 業務従事者控室（研究棟中央監視室）
- (2) 業務の実施に必要な電気、水道、ガス

## 9 留意事項

- (1) 業務従事者は、校内常駐を原則とし、業務上の必要から校外に外出する場合は、あらかじめ甲又は甲の担当者の許可を得ること。
- (2) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- (3) 電気、水道及びガスの使用に当たっては、節約に努め効率的に使用すること。
- (4) 作業実施に当たっては、甲の執務に支障のないよう行うこと。
- (5) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- (6) 甲が提供した控室等は、常に適正な管理を行うこと。
- (7) 当校敷地内での喫煙は禁止とする。
- (8) 業務従事時間を変更する場合は、あらかじめ甲又は甲の担当者に承諾を得ること
- (9) 業務従事者が、閉庁時に点検作業等を実施するため庁舎内に入室する必要がある場合は、あらかじめ甲又は甲の担当者に承諾を得ること。